

『着替え時間は労働時間に当たるか』

制服や作業服に着替える時間は労働時間に含まれるかという問題ですが、そもそも労働時間とは、労働者の行為が使用者の指揮命令下におかれているものと評価される時間とされています。従って「着替えの時間」について、着替えないと安全衛生上の理由から労働が出来ないとされているような着替えは、着替えること自体が使用者の命令といえるでしょう。具体的には、作業帽をかぶり、上下服に着替え、靴を履き替えるというケースです。中には上着を作業服に着替え、又は白衣に着替えるだけの場合もあります。

いずれにしても使用者の命令で行われているならば着替える時間は労働時間と言えます。

例えば、着替えの時間を一律5分と決め、始業時刻を9時とすると、9時5分までは自由参加のラジオ体操の時間として、9時5分からの朝礼に間に合えば良いとしている会社もあります。これなら時間外の着替えにならないわけです。